

平成31年2月1日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成30年(ネ)第285号 不当利得返還請求控訴事件

(原審：松山地方裁判所平成30年(ワ)第144号)

口頭弁論終結日 平成30年12月11日

判 決

松山市勝山町二丁目4番地7

控訴人 (第1審被告)

株式会社愛媛ジェーシービー

上記代表者代表取締役

佐 藤 安 彦

上記訴訟代理人弁護士

菊 池 潤

松山市

被控訴人 (第1審原告)

上記訴訟代理人弁護士

山 口 直 樹

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、被控訴人が、貸金業登録業者である控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引における弁済につき、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前の利息制限法。以下同じ。）所定の制限利率（以下「制限利率」という。）を超えて利息又は遅延損害金として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、控訴



人は悪意の受益者であると主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金384万9517円（内訳は、元金294万6221円、平成30年4月16日までに生じた確定利息90万3296円）及びうち元金294万6221円に対する同月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めたのに対し、控訴人は、被控訴人との取引は、キャッシング1回払の取引とキャッシングリボ払の取引に分かれており、両取引は、契約の内容・性質（利率や弁済方法等）が全く異なる取引であるから、これを一連の取引として過払金の充当計算をすることはできないなどと主張して争った事案である。

(2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容した。

控訴人は、原判決を不服として控訴した。

2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いが無いが、末尾の括弧内掲記の証拠等によれば、容易に認められる。

(1) 当事者

ア 控訴人は、後記(2)の取引当時、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号による改正前の貸金業法）3条による登録を受けた貸金業者であった（争いが無い。）。

イ 被控訴人は、控訴人の顧客であった（争いが無い。）。

(2) 被控訴人・控訴人間の金銭消費貸借取引

被控訴人は、平成3年8月12日、控訴人との間で、クレジットカード（カードキャッシング）契約を締結して、以下のとおりの金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を行った（争いが無い。）。

ア キャッシング1回払の取引

制限利率を超える利息を定め（ただし、平成19年6月16日以降は、制限利率内の利息の定め）、当月16日から翌月15日までの利用分を

翌々月10日（土日祝日の場合は翌日）に金利を付して一括払いする取引であり、原判決添付別紙2記載のとおり1991（平成3）年8月12日～2010（平成22）年8月10日の間の取引（以下「第1取引」という。）

イ キャッシングリボ払の取引

制限利率内の利息を定め、キャッシングリボ払取引の借入金全体に対し、毎月定額を返済するという取引であり、原判決添付別紙3記載のとおり1994（平成6）年10月31日～2018（平成30）年1月10日までの間の取引（以下「第2取引」という。）

(3) 悪意の受益者

控訴人は、登録貸金業者であり、被控訴人から支払を受けたときに制限利率を超える利息及び遅延損害金を受領した認識があったといえるから、民法704条の「悪意の受益者」に該当する（弁論の全趣旨）。

(4) 被控訴人による本件訴訟の提起

被控訴人は、平成30年4月18日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

(5) 控訴人による消滅時効援用の意思表示

控訴人は、被控訴人に対し、平成30年6月28日の原審弁論準備手続期日において、本件取引のうち、10年の消滅時効期間が経過している取引について、消滅時効を援用するとの意思表示をした（顕著な事実）。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 原判決の引用

(2)項のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第2の3（原判決2頁17行目～同4頁17行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

ア 原判決3頁7行目の「(30条5項)」を「(33条1項)」に改める。

イ 原判決3頁14行目末尾を改行して以下のとおり加える。

「上記のうち、少なくともキャッシング1回払の取引とキャッシングリボ払の取引の基本契約はそれぞれ別個である。

すなわち、基本契約が同一であるというためには、個別契約が同一系統の契約である必要があるところ、キャッシング1回払契約とキャッシングリボ払契約は、金銭消費貸借契約の主たる要素である、金額、利率、弁済方法（弁済対象を含む。）の全てが異なっており、到底同一系統の契約とはいえない。」

ウ 原判決3頁26行目末尾に以下のとおり加える。

「両取引は、別々の利用可能枠が設定されているほか、貸付枠の変更も別の時期に行われるなど与信審査も別々に行われている。」

第3 当裁判所の判断

1 本件取引の一連一体性及び充当合意の有無（争点(1)）について

(1) 認定事実

前記前提事実、証拠（甲1の1・2, 13, 15, 乙4の1・2, 5, 6, 7の1～6）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 取引経過

被控訴人は、平成3年8月12日、控訴人との間で、クレジットカード（カードキャッシング）契約を締結して、愛媛JCBカードの交付を受け、同カードのキャッシング機能を利用して、第1取引（キャッシング1回払）を開始したが、平成6年10月31日から同カードを利用して第2取引（キャッシングリボ払）を開始し、以降、平成22年7月15日に両取引でそれぞれ最後の借入れを受けるまで、両取引を併存しながら取引を続けており（第1取引については、原判決添付別紙2記載のとおり、第2取引については、原判決添付別紙3記載のとおり）、借入日が同一の日も多数存在する。

イ 取引規定

キャッシング1回払及びキャッシングリボ払の両取引に関する規定は、「JCB CARD規約・規定集」の中でショッピング1回払、ショッピングリボ払などとともに規定されている。規約上は、借入後に返済方法を変更することもできる。

ウ 利用方法

被控訴人は、カード及び暗証番号を利用して、CD、ATMから借入れをすることができるが、どちらの借入をするかは借入時点で選択をすることができる。

エ 支払方法

両取引とも毎月10日に銀行口座からの口座振替の方法で支払がされる。ところ、振替は両取引の返済額の合算額が一括して振り替えられている。

オ 約定利率の変遷

(ア) キャッシング1回払(第1取引)の約定利率は、契約当初以降年27.8% (制限利率を超える。)であったが、平成19年6月18日以降の取引は年18% (制限利率内)に、平成20年1月16日以降の取引は年17.95% (制限利率内)に、平成21年10月13日以降の取引は年18% (制限利率内)に、平成22年6月10日以降の取引は年15% (制限利率内)にそれぞれ変更されている。

(イ) キャッシングリボ払(第2取引)の約定利率は、平成6年10月31日以降は年16.8%であったが、平成14年1月11日以降の取引は年18%に、平成19年12月11日以降の取引は年17.95%に変更されている(いずれの利率も制限利率内)。

カ 利用可能枠

利用可能枠は、キャッシング1回払とキャッシングリボ払とは別に定められている。例えば、平成12年3月時点の利用可能枠はキャッシング1

回払が20万円、キャッシングリボ払が40万円である。また、これらの利用可能枠の変更は両取引別に行われている。

キ 利用明細書の交付

控訴人は、毎月カード利用代金明細書を被控訴人（会員番号も同一）に送付しているが、そこにはキャッシング1回払とキャッシングリボ払の両取引及び利用可能枠が併せて記載されている。

ク 債権管理の方法

控訴人は、キャッシング1回払については、1回の貸付ごとに取引番号を付して返済と対応させる形で債権を管理している。

また、控訴人は、キャッシング1回払とキャッシングリボ払の取引履歴を別に管理している。

(2) 判断

ア 一般論

同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けが繰り返される金銭消費貸借取引において、借主がそのうちの一つの借入金債務につき制限利率を超える利息を任意に支払い、この制限超過部分を元本に充当してもなお過払金が存する場合、この過払金は、当事者間に充当に関する特約が存在するなど特段の事情のない限り、弁済当時存在する他の借入金債務に充当されると解するのが相当である。これに対して、弁済によって過払金が発生しても、その当時他の借入金債務が存在しなかった場合には、上記過払金は、その後に発生した新たな借入金債務に当然に充当されるものということとはできない。しかしながら、この場合においても、少なくとも、当事者間に上記過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）が存在するときは、その合意に従った充当がされるものというべきである（最高裁判所平成19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照）。

イ 本件について

(ア) 第1取引（キャッシング1回払）は、借入れと弁済が個別に対応している取引であるが、同取引も同一の基本契約、同種の取引条件に基づいて反復継続して行われることが想定されており、実際に反復継続した取引が行われていることからすると、第1取引において、過払金充当合意が存在するものと認められる。

(イ) 第2取引（キャッシングリボ払）は、もとよりリボルビング方式による返済方法の貸付取引であり、当然に過払金充当合意が認められる。

(ウ) そこで、第1取引（キャッシング1回払）と第2取引（キャッシングリボ払）との取引の一体性について検討する。

上記のとおり、第1取引と第2取引は、いずれも継続的に借入れと弁済が繰り返されることが予定されているといえることができる。このような継続的金銭消費貸借取引においては、借主は借入総額の減少を望み、複数の法律関係が発生するような事態が生じることを望まないのが通常であると解される。

そして、前記(1)で認定したとおり、第1取引と第2取引は、ともに同一のクレジットカード契約に基づき同一のカードを用いて行われる取引であり、支払方法こそ別にするものの、控訴人からの金銭消費貸借取引である点も共通するとともに、両取引共に長期間にわたり借入れと弁済を行うことが想定されていて、第1取引相互間、第2取引相互間では、いずれも過払金充当合意が認められること、実際にも第1取引と第2取引は並行して行われていること、借入れの方法も概ね共通していて、どちらの取引にするかは借入時に被控訴人が選択することができること、支払日が共通し、支払も同一の銀行口座から合算して振り替えていること、明細書も同一であり、控訴人が顧客単位で両取引の事務の相当部分をまとめて処理していることが認められる。

以上のとおり、第1取引と第2取引は、金銭消費貸借という契約類型を同一にするのみならず、いずれも過払金充当合意が認められる上、取引開始原因、同一カードの利用、取引期間、取引方法、両者間の付随事務処理など主要な部分が共通しているといえることができるから、上記のとおり、このような継続的金銭消費貸借取引においては、借主は借入総額の減少を望み、複数の法律関係が発生するような事態が生じることを望まないのが通常であることを考え併せると、第1取引と第2取引は、1個の基本契約に基づく取引であり、第1取引で生じた過払金を第1取引及び第2取引における新たな借入金債務に充当する旨の合意があったと認めるのが相当である。

- (二) これに対し、控訴人は、第1取引（キャッシング1回払）と第2取引（キャッシングリボ払）は、系統を異にする別個の基本契約に基づく取引であるから、相互に過払金充当合意は認められない旨主張している。

なるほど、前記(1)で認定したとおり、両取引の差異として、約定利率が異なること、利用可能枠が別に設定されていること、与信審査が別であること、キャッシング1回払は貸付ごとに番号を付して管理をしていること、取引の種別ごとに履歴管理をしていることなどが挙げられる。

しかしながら、利用可能枠の金額の差異はさほど大きくないし、利率の差異も少なくとも平成19年6月にキャッシング1回払貸付の金利が下げられてからは微細なものである。債権管理の方法の差異は、キャッシング1回払とキャッシングリボ払の支払方法の差異から生じるものであるが、顧客である被控訴人との関係では、同一の明細書を送る形で処理をしていたものであるから、結局のところ控訴人の内部処理の問題に過ぎない。

そうすると、上記の両取引の差異を考慮しても、両取引が別系統の契約に基づく取引であると認められるほど質的に異なるものといえず、前

記(ウ)の結論を左右しないというべきである。

2 消滅時効の成否（争点(2)）について

前記1で判示したとおり、本件取引は、過払金充当合意を含む1個の基本契約に基づく一連一体の取引であると認められる。

そして、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行すると解される（最高裁判所平成21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁参照）。

これを本件についてみると、前記認定のとおり、本件取引が終了したのは平成30年1月10日であり、本件訴訟は同年4月18日に提起されているので、本件取引について、10年間の消滅時効が完成していないのは明らかである。控訴人の消滅時効の主張は採用できない。

3 本件取引における過払金の計算について

上記各争点に対する判断を前提に、制限利率に引き直して本件取引における被控訴人の過払金を充当計算すると、原判決添付別紙1記載のとおり、平成30年4月16日時点で、過払金は384万9517円（内訳は、元金294万6221円、確定利息90万3296円）になる。

4 結論

以上によれば、過払金384万9517円及びうち元金294万6221円に対する平成30年4月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める被控訴人の請求は全部理由があるからこれを認容すべきところ、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。

よって、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第2部

裁判長裁判官

神 山 隆 一

裁判官

千 賀 卓 郎

裁判官

横 地 大 輔

これは正本である。

平成31年2月1日

高松高等裁判所第2部

裁判所書記官 高橋理恵

